

神戸市介護保険サービス事業者等指導実施要綱

平成15年4月1日
保健福祉局長決定

(目的)

第1条 本要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者並びに介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における第1号事業を行う指定事業者（以下「事業者等」という。）に対し、集団指導、実地指導及び監査（以下「指導等」という。）を行うために必要な手順等を定めることにより、介護保険制度の適正な運営及び介護保険サービスの利用者保護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「介護サービス」とは、介護保険制度に基づいて事業者等が要介護若しくは要支援の認定を受けた被保険者に提供するサービス及び総合事業の事業対象者と判定された被保険者に提供するサービスをいう。

2 この要綱における「利用者等」とは、介護サービスを受ける被保険者、被保険者の家族若しくは近隣住民又は事業者等の従業者若しくは事業者等の従業者であった者等、事業者等に関する情報を提供し得る者をいう。

3 この要綱における「正当な理由」とは、天災地変等により事業所建物が損壊した場合若しくは書類が滅失した場合、同趣旨の調査により厚生労働省、兵庫県における介護保険事業者の指導等に関連する部署（以下「兵庫県の関係部署」という。）若しくは他の市町村に書類の原本を提出している場合又は警察に書類を押収されている場合等、事業者等の責によらず指導等の実施が客観的に困難と判断される状態を指すものとする。

4 この要綱における「指定等の基準」とは、次の各号に規定する基準をいう。

- (1) 神戸市指定居宅サービス事業者の指定の基準並びに指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年神戸市条例第28号）
- (2) 神戸市指定地域密着型サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第30号）
- (3) 神戸市指定居宅介護支援事業者の指定の基準並びに指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成26年神戸市条例第24号）
- (4) 神戸市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第32号）
- (5) 神戸市介護老人保健施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第33号）
- (6) 神戸市指定介護予防サービス事業者の指定の基準、指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第29号）
- (7) 神戸市指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の基準、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第31号）
- (8) 神戸市指定介護予防支援事業者の指定の基準並びに指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年神戸市条例第39号）
- (9) 神戸市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年神戸市条例第34号）
- (10) 神戸市介護医療院の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成30年神戸市条例第11号）
- (11) 神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱（平成29年1月1日保健福祉局長決定）

(指導等に係る方針及び実施計画)

第3条 毎年度、当該年度当初に当該年度の指導等に係る方針及び実施計画を作成し、係る計画に基づいて指導等を行う。ただし、必要があると認めるときは、臨時に指導等を行うことができるものとする。

(指導等の対象)

第4条 この要綱で定める指導等は、神戸市の介護保険被保険者に対し介護サービスを提供する事業者等すべてを対象とする。

(指導等の類型)

第5条 指導等の形態は次の各号のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、指導の対象となる事業者等を、必要な指導の内容に応じ、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

(2) 実地指導

実地指導は、法第23条又は本要綱に基づき、指導の対象となる事業者等の事業所等において実地に行う。

(3) 監査

監査は、法第76条、同第78条の7、同第83条、同第90条、同第100条、同第114条の2、同第115条の7、同第115条の17、同第115条の27、同第115条の45の7又は旧介護保険法第112条の規定に基づき、利用者等から得た情報の内容又は実地指導の結果等に基づき、必要があると認めるときに、事業者等の事業所等において実地に行う。

(集団指導)

第6条 集団指導は、事業者等が指定等の基準を遵守し、介護サービスを適切に提供し、適正な介護報酬及び第1号事業支給費（以下「介護報酬等」という。）請求を行うための統一的指導事項や介護保険制度の最新情報等について、多数の事業者等に一括して伝達するために実施するものとする。

2 集団指導は、原則として、特定の事業種別について、係る事業を行う市内の全事業所を対象に実施するものとする。

3 集団指導は、前項によらず、指導の対象となる事業を行う事業所のうち、一部の事業所を対象として実施することができるものとする。

4 集団指導の対象事業所を決定したときは、対象事業所に対し、集団指導の日時、場所及び指導内容等をあらかじめ通知するものとする。

5 集団指導の実施にあたっては、実施前若しくは実施当日において、対象事業所の出欠の確認を行うものとする。欠席した事業所については、欠席した理由を聴き取り又は文書提出により確認し、記録するものとする。

(実地指導)

第7条 実地指導は、事業者等が指定等の基準を遵守し、介護サービスを適切に提供し、適正な介護報酬等請求を行うための指導を、個別の事業所又は特定の事業者等に対して行うために実施するものとする。

2 実地指導の対象事業所を決定したときは、原則として、対象事業所に対し、指導の根拠規定、指導の日時及び場所、準備すべき書類の内容等について、あらかじめ文書により通知するものとする。ただし、緊急に実地指導を実施する必要がある場合は、口頭若しくは実施日当日の文書の手交により通知を行うことができるものとする。

3 実地指導は、対象事業所において関係書類の調査及び当該事業所の施設等の視察を行うことにより実施することを原則とする。なお、必要がある場合は、関係書類を事前に提出させるものとする。

4 実地指導は、前項の規定によらず、事業所外の一定の場所における面談又は電話による聴き取り方式により行うことができるものとする。

5 実地指導の結果、改善を要する事実が認められた場合は、第12条の勧告又は第14条の指定の取消し等を行う場合を除き、係る事実について文書による改善指導の通知を行うものとする。

6 前項の通知を発出するにあたっては、対象事業所に対し、一定の期限を設け、文書により改善報告を行うよう指示するものとする。

(監査)

第8条 監査は、次の各号のいずれかに該当する場合に実施するものとする。

- (1) 指定等の基準に重大な違反があることが疑われるとき。
 - (2) 介護報酬等の請求に不正又は著しい不当があったことが疑われるとき。
 - (3) 介護サービスの内容に著しい問題があり、利用者又は入所者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあるとき。
 - (4) 正当な理由なく集団指導又は実地指導を拒否したとき。
 - (5) 度重なる指導によっても指定等の基準の遵守状況、介護報酬等の請求又は介護サービスの内容に改善が見られないとき。
 - (6) その他、神戸市が監査の必要があると認めるとき。
- 2 監査は、監査の対象となる事業者等に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は監査担当者に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者等の事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査する方法により行うものとする。
 - 3 監査の実施にあたっては、監査に従事する職員は、介護保険検査証を携帯するものとする。
 - 4 監査を実施するにあたっては、監査の根拠規定、監査の日時及び場所、準備すべき書類の内容等について、文書により通知するものとする。なお、緊急に監査を実施する必要がある場合には、口頭若しくは実施日当日の文書の手交により通知を行うことができるものとする。
 - 5 実地指導の実施中に、第1項各号に規定する状況が発生し、又は該当する事実が判明した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができるものとする。
 - 6 前項の規定により実地指導から監査に移行した場合は、実地指導から監査に移行した旨を口頭により対象事業者等に通知するものとする。
 - 7 監査において必要と認められる場合は、利用者等に対する聴き取り調査を行うものとする。
 - 8 監査の結果、改善を要する事実が認められた場合は、第12条の勧告又は第14条の指定の取消し等を行う場合を除き、係る事実について文書による改善指導の通知を行うものとする。
 - 9 前項の通知を発出するにあたっては、対象事業所に対し、一定の期限を設け、文書により改善報告を行うよう指示するものとする。

(実施報告及び監査調書)

- 第9条 実地指導又は監査の担当職員は、監査実施後速やかに、所属長に対し、実施状況を報告するものとする。
- 2 監査の担当職員は、監査実施後速やかに監査調書を作成するものとする。なお、関係者からの聴き取りを行った場合には、聴き取りを行ったその場で調書を作成し、聴き取り対象者に内容確認を求めるとする。
 - 3 前項に基づく関係者からの聴き取りにおける調書は、関係者の自書若しくは関係者の証言を監査の担当職員が調書に記述したものを同職員が読み上げ、当該関係者が内容を確認した場合に、当該関係者が当該調書に署名することにより作成するものとする。

(介護報酬等の返還等)

- 第10条 実地指導又は監査の結果、介護報酬等の請求に関し、不当に利得を得た事実が認められ、これに係る介護報酬等の返還が生じた場合には、事業者等に対し、原則として、過誤返還手続により、係る介護報酬等を返還するよう指示するものとする。
- 2 実地指導又は監査の結果、介護報酬等の請求に関し、不正又は著しい不当の事実が認められ、これに係る介護報酬等の返還が生じた場合には、兵庫県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に連絡し、当該事業者等に支払うべき介護報酬等からこれを控除させるよう措置するものとする。なお、この方法により難しい場合は、当該事業者等が神戸市に対し直接返還させるよう措置するものとする。
 - 3 実地指導又は監査の結果、介護報酬等の請求に関し、不正又は著しい不当の事実が存在し、かつ継続することが認められる場合は、実地指導又は監査の対象となった事業者等について、国保連に対し、審査支払業務の委託の対象から除外するよう要請することができるものとする。
 - 4 前項の規定により審査支払い業務の委託の対象から除外された期間の介護報酬等の請求の審査は、実地指導又は監査を実施し、その結果に基づき行うものとする。
 - 5 第1項及び第2項の規定により返還の対象となった介護報酬等に関し、利用者が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、事業者等に対して、当該自己負担額を利用者に返還するよう指導するものとする。

(不正利得の徴収)

第11条 前条により返還させる介護報酬が、事業者等の偽りその他不正の行為により得たものである場合は、法第22条第3項の規定により返還させる介護報酬の額に100分の40を乗じて得た額の加算金を支払うよう、当該事業者に指示するものとする。

(勧告・公表)

第12条 事業者等について、実地指導又は監査の結果、法第76条の2第1項、同第78条の9第1項、同第83条の2第1項、同第91条の2第1項、同第103条第1項、同第114条の5第1項、同第115条の8第1項、同第115条の18第1項、同第115条の28第1項、同第115条の45の8第1項又は旧介護保険法第113条の2第1項に該当する事実が認められた場合は、原則として、当該各条に規定する勧告を行うものとする。

2 前項の勧告は、文書の発出により行うものとする。

3 前項の文書を発出するにあたっては、勧告対象となる事業者等に対し、一定の期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

4 第1項の勧告の対象となった事業者等が勧告に係る措置をとらなかった場合又は前項の定められた期限内に改善報告書を提出しなかった場合は、法第76条の2第2項、同第78条の9第2項、同第83条の2第2項、同第91条の2第2項、同第103条第2項、同第114条の5第2項、同第115条の8第2項、同第115条の18第2項、同第115条の28第2項、同第115条の45の8第2項又は旧介護保険法第113条の2第2項に基づく公表を行うことができるものとする。

5 前項の公表を行う場合は、勧告に係る改善報告書の受理日から原則として受理日の翌日から起算して30日以内にするものとする。また、第3項の定められた期限内に改善報告書を提出しなかった場合は、原則として受理日の翌日から起算して14日以内にするものとする。

6 第4項の公表においては、係る公表が介護保険法に定める公表である旨を明示するものとする。

(命令)

第13条 前条の勧告を受けた事業者等が、定められた期間内に正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、原則として、法第76条の2第3項、同第78条の9第3項、同第83条の2第3項、同第91条の2第3項、同第103条第3項、同第114条の5第3項、同第115条の8第3項、同第115条の18第3項、同第115条の28第3項、同第115条の45の8第3項又は旧介護保険法第113条の2第3項に規定する命令を行うものとする。

2 前項の命令にあたっては、神戸市行政手続条例第12条第1項第2号に定める弁明の機会の付与を行うものとする。ただし、同条第2項第1号から第3号に該当する事由により命令を行う場合は、これを行わないことができるものとする。

3 前項の弁明の付与にあたって、神戸市行政手続条例第27条第1項によりおく「相当な期間」は、1週間を下回らないこととする。

4 第1項の命令は、文書の発出により行うものとする。

5 前項の文書を発出するにあたっては、命令の対象となる事業者等に対し、一定の期限を定めて改善報告書を提出するよう求めるものとする。

6 第1項の命令を行った場合においては、法第76条の2第4項、同第78条の9第4項、同第83条の2第4項、同第91条の2第4項、同第103条第4項、同第114条の5第4項、同第115条の8第4項、同第115条の18第4項、同第115条の28第4項、同第115条の45の8第4項又は旧介護保険法第113条の2第4項に基づき、その旨を公示するものとする。

(指定取消し等)

第14条 実地指導又は監査において確認した事実に基づき、実地指導又は監査の対象となった事業者等が、法第77条、同第78条の10、同第84条、同第92条、同第104条、同第114条の6、同第115条の9、同第115条の19、同第115条の29、同第115条の45の9又は旧介護保険法第114条の各号に定める事由（以下「指定取消し等の事由」という。）に該当する場合は、当該各条に定める指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力停止（以下「指定取消し等」という。）を行うものとする。

2 実地指導又は監査の対象となった事業者等が指定取消し等の事由に該当する場合は、第12条に定める勧告又は第13条に定める命令を行わず、指定取消し等を行うことができるものとする。

3 第12条に定める勧告を行った事業者等については、定められた期限内に、正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかった場合に、第13条に定める命令を行わず、指定取消し等を行うことができる

ものとする。

- 4 第13条に定める命令を行った事業者等が、定められた期限内に命令に従わなかった場合には、指定取消し等を行うものとする。
- 5 第1項の指定取消し等に当たっては、行政手続法第13条第1項第1号に定める聴聞を行うものとする。ただし、同法第2項第1号から第5号に該当する事由により指定取消し等を行う場合は、聴聞を行わないことができるものとする。
- 6 指定地域密着型サービス事業者の指定取消し等を行った場合は、地域密着型サービス運営委員会に報告するものとする。
- 7 指定取消し等を行った場合は、これを公示するものとする。
(指導等における連携・分担)

第15条 この要綱で定める事業者等の指導等は、福祉局監査指導部が、次の各号に定める関係各課等と連携若しくは分担して行うものとする。ただし、監査については、「神戸市介護老人保健施設指導監査実施要領」に基づいて介護老人保健施設に対し監査を行う場合を除き、福祉局監査指導部が担当するものとする。

(1) 指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、介護医療院、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、介護予防・日常生活支援総合事業
指定事業者

福祉局介護保険課

(2) 介護老人保健施設、介護医療院

健康局保健所医務薬務課、福祉局介護保険課

- 2 指導等の対象事業者等の利用者のうちに生活保護受給者がいる場合は、福祉局保護課と連携若しくは分担して指導等を行うものとする。
- 3 指導等の対象事業者等が障害者総合支援法(平成17年法律第123号)の指定事業者である場合は、福祉局障害福祉課及び障害者支援課と連携若しくは分担して指導等を行うものとする。
- 4 前各項に定めるもののほか、指導等を実施するにあたっては、必要な関係機関及び関係部署と連携若しくは分担して指導等を行うものとする。
- 5 指導等を実施するにあたっては、兵庫県の関係部署又は他の市町村が行う指導等と時期・対象・内容等が殊更に重複しないよう、兵庫県の関係部署又は他の市町村と必要な調整を行うものとする。
- 6 厚生労働省、兵庫県の関係部署又は他の市町村と合同で指導等を実施する場合は、事前に協議を行うものとする。
- 7 前項の規定にかかわらず、厚生労働省、兵庫県の関係部署又は他の市町村と合同で指導等を実施するにあたって、事前協議を行わずに指導等を実施した場合においては、実施後、厚生労働省、兵庫県の関係部署又は他の市町村と協議し又は必要な情報提供を行うものとする。

(指導等の除外)

第16条 事業者等、利用者等又は市民等から寄せられる事業者等に関する情報のうち、情報の内容が次の各号に該当するものについては、指導等に用いないものとする。

(1) 公序良俗に反するもの

(2) 社会通念上、明らかに合理性を欠くもの

(3) 簡易な相談

(4) その他、情報提供の動機や目的から見て、指導等を行うことが適当でないと認められるもの
(秘密の保持)

第17条 この指導等を行うにあたり知り得た個人情報、正当な理由がない限り、第三者に知らせてはならず、相談・苦情・情報提供を寄せた利用者等の情報が事業者等に漏れることにより、利用者等の不利益となることが無いようにしなければならない。また、係る個人情報は、指導等の目的外に使用してはならない。

(その他)

第18条 この要綱に定められた指導等を実施するために必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。